



平成 28 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社ピエトロ
代表者名 代表取締役社長 村田邦彦
(コード番号 2818 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長
池田邦雄
(TEL 092-724-4927)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 28 年 5 月 31 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、昭和 55 年 12 月に福岡市中央区天神において、1 軒のレストラン「洋麺屋ピエトロ」を開業したのが創業であります。その後、レストランで使用していましたが自家製ドレッシングが顧客に好評であったことから、昭和 60 年 7 月にドレッシングの製造販売も事業化をいたしました。

ピエトロドレッシングをはじめ当社製品は、厳選した新鮮な原料を使用し、創業当初から変わらない小ロット仕込で美味しさを維持し、また、鮮度保持のため原材料の仕込から出荷までの時間を短くしており、常に「美味しいもの作り」へのこだわりを継続しております。生の素材を生かす製法による非加熱処理の生タイプドレッシングは、独特のまろやかな醤油味の和風風味と手作りの高級感を特徴としております。

当社グループの主力製品でありますオレンジキャップドレッシングは、「昭和生まれのロングセラー商品」として親しまれております。このオレンジキャップドレッシングをはじめとして、280ml ドレッシング群の販売は毎年増加しており、これらの製品の製造ラインは経常的に高稼働の状況が続いております。また最近では、サラダにかけるだけでなく、唐揚げの下味など「万能調味料」としての汎用性が高まっており、更なる売上高の増加が見込まれます。

このような状況の下、当社グループにおきましては、機会損失を防ぎ、成長及び収益拡大のためには製造力強化が必要不可欠と判断し、製造ラインの増設及び配送業務の効率化のため、古賀第一・第二工場（福岡県古賀市）の増築及び改修工事を行うことといたしました。

今回の新株式発行による調達資金を、上記古賀工場の設備投資資金に充当することにより、主として、当社の主力ドレッシング商品の生産能力を倍増すると共に、将来的な生産設備増強の可能性を見据え、財務基盤の強化を行うことで更なる業容の拡大と継続的な企業価値の向上を目指してまいります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の当社普通株式 600,000 株
種類及び数
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 28 年 6 月 8 日(水)から平成 28 年 6 月 14 日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 28 年 6 月 15 日（水）から平成 28 年 6 月 21 日（火）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 村田邦彦に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 90,000 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われなない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から90,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 村田邦彦に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 90,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 決 定 方 法 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成28年7月11日(月)
- (6) 払 込 期 日 平成28年7月12日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 村田邦彦に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村証券株式会社が当社株主から 90,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、90,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 28 年 5 月 31 日（火）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 90,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 28 年 7 月 12 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 28 年 7 月 5 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,591,630 株
公募増資による増加株式数	600,000 株
公募増資後の発行済株式総数	6,191,630 株
第三者割当増資による増加株式数	90,000 株（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	6,281,630 株（注）

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,188,463,500 円については、500,000,000 円を平成 28 年 10 月末までに古賀第一工場及び古賀第二工場の設備投資資金に充当し、残額については、平成 28 年 9 月末までに金融機関からの借入金の返済資金として充当する予定であります。

平成 27 年 7 月に着工いたしました古賀第一工場の増改築及びライン増設は、主力ドレッシング商品の売上増加に対応するため、生産能力の倍増を主な目的としたものです。また当該借入金（総額 900,000,000 円）は、古賀第一工場に係る増改築及びライン増設工事等にて発生した支払いのために調達したものであります。

今回の調達資金につきましては、上記資金使途に充当するまでの間、当社預金口座にて管理を行います。

なお、当社の設備計画の内容については、平成 28 年 5 月 31 日現在（ただし、既支払額については平成 28 年 4 月 28 日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出 会社	古賀第一 工場 (福岡県古 賀市)	食品事業	建物増 改築・ラ イン増 設	1,175,805	755,719	増資資 金及び 借入金	平成 27 年 7 月	平成 28 年 8 月	主力 280ml 商 品の生産能力 が現在の 2 倍 となります。
	古賀第二 工場 (福岡県古 賀市)	食品事業	生産設 備・検査 装置	110,300	—	増資資 金及び 借入金	平成 28 年 10 月	平成 28 年 10 月	— (注) 1.
	PREMIO ピエトロ 海と畑の パスタ店	レストラ ン事業	店舗設 備更新	74,000	20,745	自己資 金	平成 28 年 2 月	平成 28 年 4 月	客席数 78 席
	ピエトロ バルコー ネ 永犬 丸店	レストラ ン事業	店舗設 備更新	2,000	—	自己資 金	平成 28 年 4 月	平成 28 年 4 月	— (注) 2.
	本社ビル (福岡市中 央区)	その他・ 全社	電気設 備・シス テム更 新	17,000	—	自己資 金	平成 28 年 4 月	平成 29 年 3 月	— (注) 2.

(注) 1. 完成後の増加能力は、安定供給体制の構築及び業務効率の改善を目的としているため記載しておりません。

2. 設備の入替であり、売上増加はありません。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記 3. (1)に記載の使途に充当することにより、更なる業容の拡大と継続的な企業価値の向上につながるものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益配分を経営上の重要な課題の1つと考えております。企業体質の強化と事業の拡充を図りながら業績に対応し、かつ安定配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業展開のための資金として有効投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成28年 3月期
1株当たり連結当期純利益	39.29円	42.80円	53.10円	56.31円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	18.00円 (-)	19.00円 (-)	19.00円 (-)	21.00円 (-)
実績連結配当性向	45.8%	44.4%	35.8%	37.3%
自己資本連結当期純利益率	6.9%	7.2%	8.5%	8.5%
連結純資産配当率	3.2%	3.2%	3.0%	3.2%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純利益）を自己資本（純資産合計から少数株主持分（又は非支配株主持分）を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 平成28年3月期の年間配当額について、平成28年5月12日付「決算短信」にて、1株当たり21.00円とする旨を発表しております。平成28年3月期の期末配当は、平成28年6月24日開催予定の当社定時株主総会の決議を条件として行われます。
5. 平成28年3月期の数値は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始 値	970 円	1,056 円	1,320 円	1,894 円
高 値	1,180 円	1,419 円	2,455 円	1,969 円
安 値	945 円	1,050 円	1,255 円	1,800 円
終 値	1,055 円	1,321 円	1,919 円	1,891 円
株価収益率	24.65 倍	24.88 倍	34.08 倍	—

- (注) 1. 平成29年3月期の株価については、平成28年5月30日現在で表示しております。
 2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益(平成28年3月期については未監査の1株当たり連結当期純利益)で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である村田邦彦、日清オイリオグループ株式会社及び西川啓子は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。